

## 吸収分割公告

下記会社は吸収分割して甲は乙の大阪製油所における石油製品等の製造事業及びこれに付帯関連する事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和2年11月1日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) [https://www.eneos.co.jp/company/public\\_notice.html](https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html)

(乙) [http://www.oirec.co.jp/company/public\\_notice.html](http://www.oirec.co.jp/company/public_notice.html)

令和2年9月30日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

(甲) ENEOS株式会社

代表取締役 大田 勝幸

大阪府高石市高砂二丁目1番地

(乙) 大阪国際石油精製株式会社

代表取締役 竹下 嘉昭